

名古屋市の産業振興施策と連携した優遇措置について（令和7年4月1日現在）

連携した産業振興施策において一定の資格要件を満たした方を対象に、名古屋市信用保証協会が取り扱う保証付融資制度の「経営強化支援資金（大口資金）」「新事業創出資金」及び（公財）名古屋市小規模事業金融公社が取り扱う「経営活性化資金」「創業・事業展開支援資金」の融資利率を、規定利率から0.1%優遇します。

1. 優遇措置を受けることができる方

①名古屋市信用保証協会の『SDGs 推進保証なごや』をご利用される方

【制度の概要】

名古屋市信用保証協会の保証を付けて SDGs 推進（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）に取り組む中小企業を支援する融資制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な書類】

- ・名古屋市信用保証協会所定の「説明書」（SDGs 推進保証なごやの説明書を利用します）
- ・名古屋市 SDGs 推進プラットフォームの会員のかたは会員証の写し

（名古屋市信用保証協会 TEL 052-212-3011）

②名古屋市工業技術グランプリ受賞者（令和5年4月1日以降に資格要件確認書による通知を受けた方）

【制度の概要】

当地域中小企業の技術振興及び経営の活性化の促進を目的に、新技術・新製品の開発事例を表彰する制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な資格要件確認書】

- ・「名古屋市工業技術グランプリ審査結果について」の写し

（（公財）名古屋産業振興公社工業技術企画課 TEL 052-654-1633）

③名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方（令和5年4月1日以降に資格要件確認書による通知を受けた方）

【制度の概要】

成長が見込まれる企業の創業を促進し、本市の産業競争力の強化を図るため、開業等に要する経費の一部を補助する制度

【優遇措置を受けるにあたり必要な資格要件確認書】※以下のいずれか

- ・「名古屋市スタートアップ企業支援補助事業認定通知書」の写し
- ・「名古屋市スタートアップ企業支援補助金交付決定通知書」の写し

（名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） TEL 052-735-2100）

2. 優遇を受けることができる融資制度

(1) ①、②に該当する方

経営強化支援資金（大口資金）

申 込 先：取扱金融機関

優遇期間：①の場合、期間にかかわらず、資格要件が確認されたものについては優遇措置の対象となります。

②の場合、資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に名古屋市信用保証協会が保証承諾した分まで

(2) ②に該当する方

経営活性化資金

申 込 先：（公財）名古屋市小規模事業金融公社

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に（公財）名古屋市小規模事業金融公社が融資を決定した分まで

(3) ③に該当する方

新事業創出資金

申 込 先：取扱金融機関、名古屋市信用保証協会または名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に名古屋市信用保証協会が保証承諾した分まで

創業・事業展開支援資金

申 込 先：（公財）名古屋市小規模事業金融公社

優遇期間：資格要件確認書に記載の日付が属する年度を含め、3年度以内に（公財）名古屋市小規模事業金融公社が融資を決定した分まで

金融に関することならお気軽にご相談ください

毎週月～金（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時のうち、1時間まで（要予約）、金融機関のOBなどの専門の相談員が相談に応じます。

相談事例

- ・資金繰りが厳しく月々の返済を軽減したい。
- ・複数の借入を一本化したい。
- ・銀行とどんな手順で交渉したらいいか教えて欲しい。
- ・自社の利用している融資制度の条件や内容について整理したい。



秘密厳守、
無料です。

無料、先着予約制

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（金融担当） TEL: 052-735-2000 FAX: 052-735-2104